

## 「条例素案」についての検討資料

## 条例素案についてのポイント

- 1 キーワード・前文
- 2 主体の役割
- 3 中小企業
- 4 条例素案 対照表

# 1 前文（キーワード）

条例制定の背景、決意、ねらい等をうたう

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、社会構造や生活様式の多様化により、中小企業者をはじめとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適應することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関及び新宿区など産業に関わる全てのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって、産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

## 前文の構成

新宿のまちの特色

産業と区民生活・地域社会とのかかわり

現在から未来へ向かっての思い

現状の課題・取組の必要性

ねらい、決意

## キーワード

「活力ある産業が芽吹くまち」

- ・新宿のまちが持つ歴史と特性を活かし、活気ある産業を呼び起こす魅力あるまちづくりをめざすことを表している。
- ・総合計画の個別目標から引用 区の現在の産業振興施策の方向性と合致する
- ・一般的に使用されている単語から成り、めざす方向性がイメージしやすい

## 2 主体の役割

条例素案で示されている各主体について

### 1 区

(第4条)

### 2 事業者

今日、産業の担い手が多様化しており、中小企業や大企業といった営利を目的とする団体だけでなく、NPO法人や公益法人など非営利団体も事業を行っている現状から、事業者の定義を営利・非営利にかかわらず、「区内で事業を行うもの」と広く捉えた。

(第5条)

### 3 商店会等(商店会、商店会連合会、商店会に加入する資格を有する事業者)

商店会及び商店会連合会は、商店街振興を行うというところで、産業経済団体の一つであるとも捉えられるが、商店街は地域の安全・安心面を支えるなど、産業振興のみでない多面的な役割があると考えられることから、産業経済団体と区別した主体として条例に規定した。

(第6条)

### 4 産業経済団体(第7条1項)

### 5 金融機関(第7条2項)

### 6 区民

区に住む「住民」だけでなく、区内で働く、学ぶなど継続性を持って区で活動する者を「区民」とした。

区民の役割としては

- ・産業振興への理解
- ・産業が健全に発展するような消費活動
- ・区や事業者等が行う産業振興を推進するための取組への協力

(第8条)

### 3 中小企業者

事業活動の大半を占めている中小企業について、基本理念（第3条2項）・区の責務（第4条1項7号）で、その成長と発展の実現についてうたっている。

事業者 = 中小企業だけでなく、大企業や非営利団体も含め、広く捉えている

産業振興において、中小企業だけでなく、大企業なども役割を果たすべきと考えられるため、第5条の主体の役割については、中小企業や大企業を区別せず、事業者の役割として明記

## 4 条例素案 対照表

第7回懇談会配付 素案	変更点
<p>新宿のまちは、多様性を持つまちである。先進性を持つ都市として、国際色あふれる賑やかなまちのすがたを形成し、伝統が息づき昔の面影を残す街並みは、個性豊かなまちのすがたを創りあげている。多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れながら、まちの魅力を創造し、発展を遂げてきた。</p> <p>産業は、人々の生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。人々の生活は、産業によって生み出されたモノやサービスによって成り立っている。モノやサービスの消費は、新たなモノやサービスを生み出し、その循環により、地域に活力とにぎわいをもたらしていく。産業は、区民生活の向上と地域社会の発展に重要な役割を果たしてきた。</p> <p>くらしの場、働く場、学ぶ場、遊ぶ場としての様々な機能を持つこのまちは、そこに集う人々の交流によって、産業が集積し、中小企業をはじめとする多彩な担い手によって支えられている。</p> <p>しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、新しい産業の形態や担い手が現れる一方で、社会構造や生活様式の変化、国際的競争によって生じる新たな課題への対応も求められる。</p> <p>こうした中、産業を活性化させ、地域社会及び区民生活をより良いものとするために、産業振興の方向性についての指針を定め、産業に関わる全ての人々が産業振興の重要性を自覚し、一体となって推進していくことが必要である。これにより、この条例を制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 文章追加</li> <li>・ キーワード追加</li> </ul>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、区における産業の、地域社会及び区民生活における重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的事項を定め、区、事業者、商店会、産業経済団体、大学等の教育研究機関、非営利活動団体及び区民等の役割を明らかにすることにより、時代の変化に対応した地域の産業の活性化を図り、もって地域社会の発展及び区民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> </ul>

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

**私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。**

しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、社会構造や生活様式の多様化により、中小企業者をはじめとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関及び新宿区など産業に関わる全てのものが、**それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって、産業の振興を推進していく必要がある。**

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、区における産業の振興(以下「産業振興」という。)に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第7回懇談会配付 素案	変更点
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)事業者 区内で産業を営む法人または個人</p> <p>(2)産業経済団体 商工会議所その他区内における産業の振興を図ることを目的とした団体</p> <p>(3)商店街 区内において小売業、飲食業等が集積している地域</p> <p>(4)商店会等 区内における商店街の振興を目的として組織する団体及びその連合会</p> <p>(5)大学等の教育研究機関</p> <p>(6)非営利活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「区民」「中小企業者」「金融機関」を追加した</li> <li>・「商店街」「大学等の教育研究機関」「非営利活動団体」を削除した</li> <li>・「商店会等」は整理し「商店会」と「商店会等」とした</li> </ul>
<p>(基本理念)(または基本方針)</p> <p>第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力に基づく取り組みを促進することを基本とする。</p> <p>2 産業の振興は、社会・経済状況の変化に速やかに、適切に対処し、区、事業者、産業経済団体、商店会等が、産業振興の重要性を自覚し、一体となって推進すること基本とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(基本理念)とする</li> <li>・1項及び2項をまとめた</li> <li>・「中小企業者」「商店街」「創造力のある産業」の項目を追加した</li> </ul>
<p>(基本的施策)</p> <p>第4条 区は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を基本的施策として、その振興に努めるものとする。</p> <p>(1)創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること</p> <p>(2)産業に関する情報を収集し積極的に発信すること</p> <p>(3)産業の振興に関わる団体及び個人等とのネットワークを形成すること</p> <p>(4)産業の振興を担う人材を発掘し育成すること</p> <p>(5)創業及び事業承継のための環境を整備すること</p> <p>(6)社会・経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること</p> <p>(7)商店街の発展と活性化のための取り組みを行うこと</p> <p>(8)地場産業の持続ある発展のための取り組みを行うこと</p> <p>(9)新宿の魅力を発信し、新宿の魅力を高める産業を育成すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(基本的施策)と(区の責務)をまとめ、(区の責務)とした</li> <li>・基本的施策に「中小企業者」の項目を追加した</li> </ul>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)区民 区内に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者、区内の学校に在学する者及び区内で活動する者をいう。

(2)事業者 区内で事業を行うものをいう。

(3)中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、区内に事務所または事業所を有するものをいう。

(4)商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。

(5)商店会等 商店会及びその連合体をいう。

(6)産業経済団体 区内に存する商工会議所その他産業の振興を図ることを目的とした団体をいう。

(7)金融機関 区内において事業を行う銀行その他の金融機関をいう。

(基本理念)

第3条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会等、産業経済団体が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。

3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。

4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処できる創造力のある産業を育成することを基本とする。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

(1)創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。

(2)産業振興に関するネットワークを形成すること。

(3)産業に関する情報を収集し発信すること。

(4)産業振興を担う人材を発掘し育成すること。

(5)創業及び事業承継のための環境を整備すること。

(6)社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。

(7)中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。

(8)地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。

(9)商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。

(10)創造力のある産業を育成すること。

第7回懇談会配付 素案	変更点
<p>(区の責務)</p> <p>第5条 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、まちづくり、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 区は、社会・経済状況の変化に適応する産業振興の体制づくりに努めるものとする。</p> <p>3 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、事業者、産業経済団体、商店会等ならびに大学等の教育研究機関、地域金融機関、非営利活動団体等との積極的な連携を図るものとする。</p> <p>4 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、財政上の措置を講ずるものとする。</p> <p>5 区は、前条の基本的施策の実施にあたって、中小企業者(中小企業基本法第2条第1項)に配慮することとする。</p> <p>6 区は、前条の基本的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1項 第4条3項</li> <li>・ 2項 第4条4項 (文言整理)</li> <li>・ 3項 第4条2項</li> <li>・ 4項 第4条4項</li> <li>・ 5項 第4条1項 10号</li> <li>・ 6項 第4条3項</li> </ul>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、創意工夫及び自助努力による事業活動に基づき、経営基盤の強化、人材の育成、情報発信の強化、雇用の創出に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、自らの事業活動を支える従業員の育成と福利厚生の上昇に努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域との調和を図り、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。</p> <p>4 事業者のうち商店街で小売業、飲食業等を営む者は、第7条に規定する商店街の重要性及び商店会の役割を理解し、商店会に加入し、商店街の活性化に相互に協力するよう努めるものとする</p> <p>5 事業者のうち金融機関は、創意工夫及び自助努力による事業活動を支援し、地域の産業の発展に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4項 第6条3項</li> <li>・ 5項 第7条2項</li> </ul>

< 第4条続き >

- 2 区は、基本的施策の実施にあたって、必要に応じて事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関ならびに教育研究機関（大学その他の教育研究機関）との連携を図るものとする。
- 3 区は、都市計画、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図り、基本的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。
- 4 区は、基本的施策の実施にあたって、十分な組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

（事業者の役割）

- 第5条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、情報発信の強化及び雇用の創出に努めるものとする。
- 2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることにかんがみ、従業員の育成と福利厚生の向上に努めるものとする。
  - 3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与することに努めるものとする。

第7回懇談会配付 素案	変更点
<p>(商店会等の役割)</p> <p>第7条 商店会等は、商店街が産業振興の面だけでなく、安心・安全面など多面的に地域コミュニティを支える重要な役割を担っていることを自覚し、その組織力の強化を図り、商店街の活性化に努めるものとする。</p> <p>2 商店会等は、商店街を形成する各会員の魅力の向上が、商店街へ活力と発展をもたらすと認識し、各会員の創意工夫と自助努力に基づく取組みの促進に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 3 項を追加した</li> </ul>
<p>(産業経済団体等の役割)</p> <p>第8条 産業経済団体は、事業者の創意工夫と自助努力を促し、健全な事業環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 大学等の教育研究機関は区、事業者、商店会等と連携し、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。</p> <p>3 非営利活動団体は自らの産業の担い手としての役割を自覚し、地域との調和を図り、地域社会の発展に寄与することに努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 項及び 3 項は削除した</li> <li>・ 「金融機関」を追加した</li> </ul>
<p>(区民の役割)</p> <p>第9条 区民は、産業が地域社会及び区民生活において重要な役割を持つことを理解するとともに、健全な消費活動を通じて、産業の活性化に協力するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> </ul>
<p>(産業振興会議)</p> <p>第10条 区は、産業振興施策の推進及び効率・効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、産業振興会議を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (産業振興施策の公表等) を第9条に追加した</li> </ul>

( 商店会等の役割 )

第6条 商店会等は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進など地域におけるコミュニティを支える多面的で重要な役割を担っていることにかんがみ、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会等は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が、商店街の活力ある成長と発展をもたらすことにかんがみ、当該事業者の創意工夫と自助努力に基づく取組の促進に努めるものとする。

3 商店会等は、その組織力の強化を図るため会員の加入促進に努め、商店会に加入する資格を有する事業者は、商店街の重要性及び商店会の役割を理解するとともに、商店会に加入し、商店街の活性化に協力するよう努めるものとする。

( 産業経済団体等の役割 )

第7条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 金融機関は、事業者が経営基盤の強化、経営革新に取り組むことができるよう、必要な経営支援を行うことにより、地域の産業の発展に努めるものとする。

( 区民の役割 )

第8条 区民は、産業振興が自らの生活を向上させるものであることを理解し、産業の健全な発展に資する消費活動を行うとともに、区、事業者又は商店会等が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

( 産業振興施策の公表 )

第9条 区長は、毎年一回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

( 産業振興会議の設置 )

第10条 区は、産業振興施策の推進及び効率・効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議を設置する。

